

走行車両取得情報を活用した予防型交通安全対策に関する協定書

豊橋市（以下「甲」という。）、ジャパン・トゥエンティワン株式会社（以下「乙」という。）及び国
立大学法人豊橋技術科学大学（以下「丙」という。）の3者は、豊橋市内の交通事故防止を図るため、
連携に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、第10次豊橋市交通安全計画アクションプランに掲げる予防型交通安全対策の実施
に向け、走行車両取得情報の分析などを通じて、甲、乙及び丙の3者が連携し、交通事故の起こりう
る危険箇所に対する事故防止対策を実施することにより、豊橋市内の交通事故防止を図ることを目的
とする。

（定義）

第2条 本協定において、「走行車両取得情報」とは、乙が保有する自動車走行状態データ及び警告イ
ベントデータ（個人を識別できる情報を除く。）をいう。

（協力事項）

第3条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協力するものとす
る。ただし、第1号に掲げる事項について、乙は、いかなる意味においても、甲及び丙に対して、走
行車両取得情報を提供する義務を負うものではなく、乙が、走行車両取得情報を収集することが困
難となる等やむを得ない場合には、何時でも提供を中断又は中止することができることとし、乙が
走行車両取得情報の提供を中断又は中止することにより、甲又は丙に損害が発生した場合において
も、乙はいかなる損害賠償義務を負わないものとする。

- (1) 乙が保有する走行車両取得情報の無償による提供に関すること
- (2) 走行車両取得情報の分析に関すること
- (3) 走行車両取得情報の分析結果に基づいた交通安全対策に関すること
- (4) 交通安全対策実施後の効果の検証に関すること
- (5) その他必要と認める事項

2 前項に掲げる事項の具体的な実施方法等は、別に定める。

（役割）

第4条 前条に規定する事項を実施するにあたり、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める役割を
負うものとする。

- (1) 甲 走行車両取得情報の分析結果に基づき、交通事故防止対策を検討及び実施すること
- (2) 乙 走行車両取得情報を丙へ無償で提供すること
- (3) 丙 乙から提供された走行車両取得情報を分析し、分析結果を甲及び乙へ提供すること

（相互連携）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に定める事項の円滑な推進のため、定期的に連絡調整等を行い、相互
の連携強化に努めるものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から、平成33年3月31日までとする。ただし、有
効期間満了日の1月前までに、甲、乙及び丙のいずれかから書面による解約の申出がない場合は、引
き続き1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容の変更を必要とする事項については、甲、乙及び
丙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成30年4月12日

甲 豊橋市今橋町1番地

豊橋市長

佐原光一



乙 豊橋市多米東町2丁目5番地12

ジャパン・トゥエンティワン株式会社

代表取締役社長

丸山元



丙 豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1番地1

国立大学法人豊橋技術科学大学

学長

大西豊

